特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に係る保険料収納・未納事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、介護保険に係る保険料収納・未納事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和3年1月27日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報
<u> </u>	別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に係る保険料収納・未納事務
②事務の内容 ※	↑護保険に係る保険料収納・未納事務 ↑選保険制度は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練等が必要な人に対して、保険医療サービス・福祉サービス(以下この評価書において「介護保険サービス」という。)を提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成12年に創設された社会保険制度である。 ↑選保険制度は、介護保険法に基づき、市町村を保険者として運営し、65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者と以下、特に第1号被保険者とのする場合を除き、この評価書において「被保険者と以下、特に第1号被保険者との方が場合を除き、この評価書において「被保険者と以下、特に第1号被保険者が125歳、介護保険対する場合を除き、この評価書において「被保険者と以下、特に第1号被保険者が15歳、介護保険とからに集団のうち自己負担分を除いた機・対策の機を持てである。
③対象人数	<選択肢>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	統合番号連携システム	
②システムの機能	供等の業務を実現する。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定 個人番号は統合番号連携システムにて管理を行 (1) 統合番号管理機能	表示。 ま所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。 能。 機能。 めに必要となる番号変換機能。 連携機能。 機能。
②44のシスニノ kの性(=	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等	[〇] 税務システム
	[〇]その他 (中間サーバー、既存業務シ	マステム)

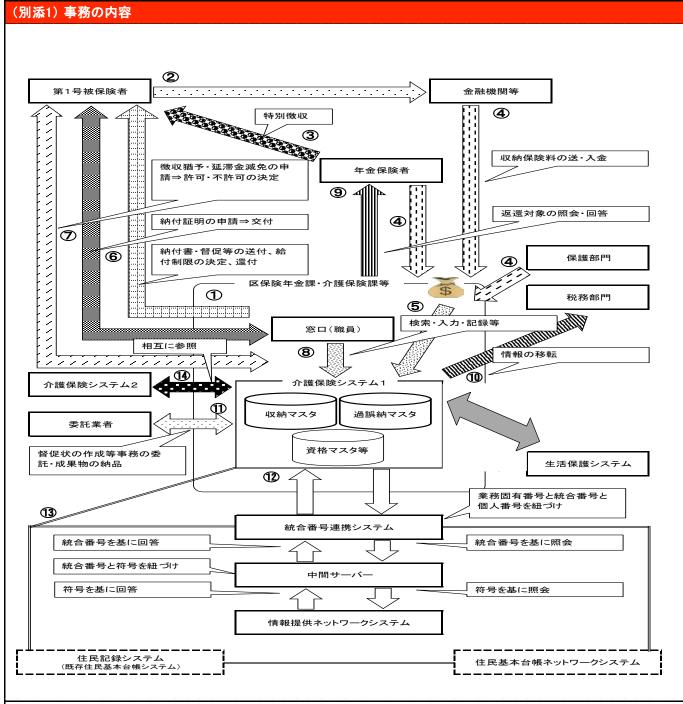
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 (1) 符号管理機能 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 (2) 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供機能は、情報提供表ットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供機能は、情報提供表ットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (5) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (8) セキュリティ管理機能 中間サーバーを刊まが表別といて、対応する。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()	
システム3		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
当該事務においては、住民基本台帳ネットワークシステムの機能のうち、次の機能の (1) 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーの検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (2) 機構への情報照会 全国サーバーに対して個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照:当する個人の本人確認情報を受領する。		
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []税務システム []その他 () 	

システム4			
①システムの名称	介護保険システム1(収納・過誤納マスタ)		
②システムの機能	被保険者に係る資格管理、介護保険料の賦課及び徴収(保険料の賦課及び徴収については第1号被保険者のみ)並びに保険給付に係る管理を行う。このうち、収納・未納サブシステムは、第1号被保険者の納付記録・滞納状況等管理、徴収猶予、滞納処分の執行停止、欠損、還付情報等の保険料の収納・未納事務についての記録管理を行っている。 介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の提供・照会を行う。なお、統合番号連携システムへのアクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇]既存住民基本台帳システム		
③他のクステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[O]その他 (介護保険システム2)		
システム5			
①システムの名称	介護保険システム1(資格マスタ)		
②システムの機能	資格マスタでは、介護保険被保険者の住所や氏名、生年月日、性別、資格取得、資格喪失等の記録及び管理を行っている。 資格マスタの情報は、介護保険に係る保険料賦課事務、保険料収納・未納事務(保険料の賦課及び収納・未納については第1号被保険者のみ)、介護保険に係る保険給付に関する事務、介護保険に係る要介護認定事務から情報を参照し、被保険者の基本情報として使用する。 介護保険システム1においては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の提供・照会を行う。なお、統合番号連携システムへのアクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 成存住民基本台帳システム [O] 就務システム [O] その他 (介護保険システム2		
システム6~10			
システム11~15			
システム16~20			

3. 特定個人情報ファイル名 介護保険システム1(収納・過誤納マスタ) 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 介護保険制度は、介護保険法に基づき、市町村を保険者として運営しており、被保険者から徴収した 保険料額や過誤納金額を記録・管理を行いながら、正確かつ効率的に事務執行を行うことが必要であ ①事務実施上の必要性 る。 介護保険法による保険料の収納・未納事務につき、手作業による回答(照会)事務についての事務 ②実現が期待されるメリット の効率化及び手作業における個人特定誤り、記載誤りによる誤回答(誤照会)リスクの低減が期待され る。 5. 個人番号の利用 ※ (1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実 施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第50条第8号(介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に 法令上の根拠 関する事務)、第9号(介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務)、 第10号(介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事 務)、第13号(介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事 務)及び第14号(介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務) 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない ①実施の有無 Γ 実施する 1 3) 未定 ○情報提供ネットワークシステムによる情報提供 該当なし ○情報提供ネットワークシステムによる情報照会 ②法令上の根拠 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第二 94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第47条第1項 7. 評価実施機関における担当部署 1部署 健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課 ②所属長の役職名 介護保険課長

8. 他の評価実施機関

なし



- (1)積浜市は、第1号被保険者へ納付書等(※1)を送付する。
- ※1 納付書のほか、主なものとして、未納の場合には督促状や催告書、滞納処分関係通知も送付する。また、納め過ぎとなった場合 には還付・充当通知も送付する。さらに、保険給付の制限を受ける者にはその決定通知を送付する。
- ②第1号被保険者は、納付書又は口座振替の方法(普通徴収)により、金融機関等に保険料を納付する。
- ③年金保険者は、第1号被保険者に年金を支払う際、保険料を徴収する(特別徴収)。
- ④保険料を収納した金融機関等、特別徴収した年金保険者、代理納付のために保護費から徴収した保護担当部門は、横浜市へ入金 処理を行う
- ⑤金融機関等から入金データの送付を受けた横浜市は、当該データに基づき介護保険システム1へ記録する。
- ⑥第1号被保険者は、納付証明の申請、納付書の再交付の申し出等を行う。横浜市は、申請、申し出の内容に基づき証明の交付、納 |付書の再交付等を行う。
- ⑦保険料の徴収猶予(※2)、延滞金の減免(※3)等を受けようとする第1号被保険者は、その旨を申請する。横浜市は、申請に基づき
- 第1号被保険者の納付資力等の調査を行ったうえ、許可又は不許可を通知する。 ※2 保険料を定められた期限までに納付することができない事情がある場合に、保険料の徴収を猶予すること。
- ※3 保険料を期限から遅延して納付した場合に徴収されるのが延滞金である。
- ⑧横浜市は、第1号被保険者からの申請、申し出等に基づき介護保険システム1を確認し、検索・入力・出力等を行う。
- ⑨特別徴収された保険料について第1号被保険者の死亡により還付が生じた場合には、横浜市は、還付先が相続人又は年金保険者 のいずれとなるかの確認のために照会を行う。(※4)
- ※4 第1号被保険者の死亡の時期と年金の支払時期に応じて、還付金を第1号被保険者の相続人等に還付する場合と年金保険者 に返還する場合がある。
- ⑪代理納付の実施(※5)のために保護担当部門に対し、対象者の把握及び対象保険料額を通知する。また、社会保険料控除の事務 等のため、税部門に対し保険料収納額の情報を移転する。
- ※5 生活保護費支給の際、その保護費から介護保険料を保護担当部門があらかじめ差し引くこと。
- ⑪大量処理、特殊加工など横浜市の保有する技術等では対応できない事務(※6)について、当該技術等を有する民間事業者に業務 を委託して実施する。その事務に必要となる範囲で横浜市から当該民間事業者へデータを提供する。
- ※6 収納・未納事務では、督促状の印字・封入封緘業務などが該当する。
- ⑫介護保険システム1から、情報提供ネットワークシステムを経由して、情報照会を行う。
- ③介護保険システム1を経由して住民基本台帳の一部を閲覧する
- ⑭介護保険システム1は介護保険システム2の認定情報を、介護保険システム2は介護保険システム1の資格情報をそれぞれ参照す るため、随時又は日次でデータをコピーして保有する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名
介護保険システム1(収納・過誤納マスタ)

介護保険ンステム I (収納・週誤納マスタ)			
2. 基本	2. 基本情報		
①ファイル	vの種類 <u>※</u>	<選択肢>	
②対象と	なる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者及びその世帯に属する世帯員	
	その必要性	介護保険制度では、第1号被保険者は第1号被保険者及び第1号被保険者の世帯の状況に応じて課される保険料を、特別徴収又は普通徴収の方法によって納付する義務を負っており、また、当該第1号被保険者の世帯の世帯主及び配偶者の一方は、当該第1号被保険者の保険料について連帯して納付する義務を負っていることから、これらに係る保険料の収納・未納事務に必要なため。	
4記録さ	れる項目	<選択肢>	
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 「	
	その妥当性	その他識別番号…他の庁内連携システムの個人を紐づけるため その他住民票関係情報…配偶者等の世帯員について連帯納付義務の確認等保険料収納に関する情報 を管理するため 介護・高齢者福祉関係情報…第1号被保険者の納付状況等保険料収納に関する情報を管理するため	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開	始日	平成28年1月4日	

健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業 指導課、地域包括ケア推進課

鶴見区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課神奈川区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課西区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課中区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課常の国証、保健センター保険年金課、高齢・障害支援課保土ケ谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課保土ケ谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課

⑥事務担当部署

港南区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課保土ケ谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課旭区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課機子区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課念沢区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課禄区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課報区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課款区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課款区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課款区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課款区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課額谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課額谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用			
			[〇] 本人又は本人の代理人	
			[〇]評価実施機関内の他部署 ()
①入手元	. ※		[O]行政機関·独立行政法人等 ()
©71.75 /M			[] 地方公共団体·地方独立行政法人 ()
			[O] 民間事業者 ()
			[〇]その他 (国家公務員共済組合等の共済組合)
			[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
②入手力	方法		[]電子メール []専用線 [〇] 庁内連携システム	
	J /2		[〇]情報提供ネットワークシステム	
			[] その他 ()
③入手の	の時期・∮	頻度	月次、日次及び随時となる。例えば、収納情報については第1号被保険者の納付め日次により消込を行っている。	によって記録されるた
④入手に	に係る妥	当性	保険料の徴収事務は介護保険制度を維持するために必要な介護保険法の要請に の要請実現のために入手している。	こよるものであり、そ
⑤本人への明示		₹	保険料の収納・未納事務は介護保険制度を運営・維持するために必要な介護保障務であり、利用目的は明らかである。 また、他の機関等から情報提供ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号る。	
⑥使用目	目的 ※		介護保険料の収納・未納事務のため	
	変更の	の妥当性	_	
⑦使用0	か主体	使用部署 <mark>※</mark>	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢指導課、地域包括ケア推進課鶴見区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課神奈川区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課西区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課中区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課中区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課権由区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課保土ケ谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課ル区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課金沢区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課金沢区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課港北区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 お筑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 お筑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 お筑区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 京区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 京区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 京区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 京区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課 瀬谷区福祉保健センター保険年金課、高齢・障害支援課	流設課、介護事業
		使用者数		以上50人未満 以上500人未満 人以上

⑧使用方法 ※		介護保険の被保険者を適正に管理し、介護保険の運営に必要な保険料の賦課、徴収及び保険給付を 行い制度の安定的かつ継続的な運営を行う。また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、 他のシステムとの照会・情報提供や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さ らなる適正化を行うことができる。
	情報の突合 ※	住所、氏名、生年月日、性別等を基に突合し、統合番号にて紐付けを行っている。住民基本台帳システムや税務システムに情報提供や情報照会する際に個人を特定するために利用している。
	情報の統計分析 <mark>※</mark>	介護保険の収納額等の推移を統計している。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	督促処分、滞納処分、保険給付の制限処分、充当処分及び延滞金の徴収・減免処分並びに徴収猶予処分
⑨使用開始日		平成28年1月4日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (8)件	
委託	事項1	運用保守業務委託	
①委託内容		システムの管理作業及び処理作業等。 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託 することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	
	いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	
③委託	E先における取扱者数	<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	
⑥委計	托 先名	富士通Japan株式会社 神奈川支社	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、 委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関す る条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	
	9再委託事項	運用支援業務	

委託事項2~5		
委託	事項2	保守業務委託
①委託内容		システムの改修作業等。 プログラムの改修作業などの保守業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識 を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 1)10人未満 2)10人以上50人未満 1)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (行う。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委訂		富士通Japan株式会社 神奈川支社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	保守支援業務

委託事項3		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な 知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委言		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (保守センタからの遠隔操作及びデータセンタ内での直接操作にて取扱いを)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。
⑥委 詞		日本企画株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、 委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関す る条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	9再委託事項	オペレーション支援業務

委託事項4		データ保管業務委託					
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、 媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。					
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>					
	対象となる本人の数	<選択肢>					
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様					
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。					
③委託	先における取扱者数	<選択肢>					
	先への特定個人情報 の提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()					
⑤委託	先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。					
⑥委託	先名	東武デリバリ一株式会社					
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。核委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報のる条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)						
9再委託事項		データ保管支援業務					

委託事項5		帳票印刷業務委託					
①委託内容		帳票の印刷作業及び搬送作業。 帳票の印刷業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷 用設備を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。					
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 対象となる本人の 数		<選択肢>					
		<選択肢>					
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様					
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。					
③委訂	E先における取扱者数	<選択肢>					
	£先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 本市が管理するプリントサーバへ、出力が必要な帳票データのみを転送す					
⑤委託	光先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。					
⑥委 語	£先名	株式会社アイネット					
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)					
9再委託事項		帳票印刷支援業務					

委託事項6~10							
委託	事項6	介護保険料年間納付済額のお知らせ作成業務委託					
①委託内容		第1号被保険者に送付する介護保険料納付額のお知らせハガキを作成する。 委託は、膨大な対象者に係るお知らせを短期間に作成する必要があり、対応可能な機器及び技術を有 する外部業者に委託して実施する必要があるため行う。					
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> (選択肢> (事定個人情報ファイルの全体) (事定個人情報ファイルの一部) (事に個人情報ファイルの一部)					
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
	対象となる本人の 範囲 ※	保険料納付実績のある第1号被保険者					
	その妥当性	お知らせハガキには第1号被保険者の納付額や徴収された方法などの納付情報等を印字する必要があるため。					
③委託	毛先における取扱者数	<選択肢>					
	£先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()					
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求 により提示する。					
⑥委 語	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	トッパン・フォームズ株式会社					
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認め 委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個 る条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)						
	⑨再委託事項	介護保険料年間納付済額のお知らせ作成支援業務					

委託事項7		介護保険料督促状作成業務委託						
①委託内容		介護保険料滞納者に送付する督促状を作成する。 委託は、膨大な対象者に係る督促状を短期間に作成する必要があり、対応可能な機器及び技術を有す る外部業者に委託して実施する必要があるため行う。						
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部						
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	保険料を滞納している第1号被保険者						
	その妥当性	督促状には第1号被保険者の未納の期別や未納額等の未納情報を印字する必要があるため。						
③委記		<選択肢>						
	€先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] ブラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()						
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求に より提示する。						
⑥委詞		トッパン・フォームズ株式会社						
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない						
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、 委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関す る条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)						
	9再委託事項	介護保険料督促状作成支援業務						

委託事項8		介護保険料差押事前通知書等作成業務委託					
①委託内容		(1)保険料滞納者に送付する催告書を作成する。 (2)保険料の還付が生じた第1号被保険者に還付(充当)通知書を作成する。 (3)保険料の返納、督促未交付及び催告取消に係るパンチデータを作成する。 (4)保険料は欠損となった第1号被保険者の一覧を出力する。 (5)保険料を遅延して納付した第1号被保険者に送付する延滞金納付書を作成する。 なお、委託は、膨大な対象者に係る催告書等を短期間に作成する必要があり、対応可能な機器及び技術を有する外部業者に委託して実施する必要があるため行う。					
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの一部] 2) 特定個人情報ファイルの一部					
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
	対象となる本人の 範囲 ※	保険料を滞納している第1号被保険者及び保険料の還付が生じた第1号被保険者					
	その妥当性	(1)催告書には第1号被保険者の未納の期別や未納額等の未納情報を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため。 (2)還付通知書については第1号被保険者の過納情報や振込先口座などの印字があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため。 (3)パンチデータ作成にはパンチする入力帳票を渡す必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため。 (4)欠損一覧の出力のためには第1号被保険者の欠損額や欠損となった事由を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため。 (5)延滞金納付書には第1号被保険者の延滞金額や該当期別を印字する必要があり、これらの特定個人情報を提供しなければ委託業務を実施できないため。					
③委言	f 先における取扱者数	<選択肢>					
	€先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [O] 紙 [] その他 ()					
⑤委訂	モ先名の確認方法	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。					
⑥委 語	托先名	株式会社ワイイーシーソリューションズ					
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)					
	⑨再委託事項	介護保険料差押事前通知書等作成業務委託					
委託事項11~15							
委託事項16~20							

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)							
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件 [O]移転を行っている (4)件 [] 行っていない							
734 to 14.								
移転先1	財政局税務課(区税務課)							
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条 例第4条第4項							
②移転先における用途	介護保険料納付額に係る社会保険料控除適用の判定等のため							
③移転する情報	注所、氏名(漢字)、被保険者番号、収納額合計(合計及び徴収区分別)							
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>							
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	暦年を単位として保険料納付実績のある第1号被保険者							
	[] 庁内連携システム [] 専用線							
@14+	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)							
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ [] 紙							
	[○] その他 (ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)							
⑦時期·頻度	年1回(1月)							
移転先2~5								
移転先2	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)							
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条 例第4条第3項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条 例施行規則第3条9号イ							
②移転先における用途	介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため							
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期							
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	生活保護を受給する第1号被保険者							
	[O] 庁内連携システム [] 専用線							
@16±-+\+	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)							
⑥移転方法								
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)							

移転先3	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)							
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条 例第4条第3項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条 例施行規則第3条18号イ							
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、同条第4項の規定によりその例こよることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収又は中国 钱留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 材則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務							
③移転する情報	個人コード、被保険者番号、納付方法、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階							
④移転する情報の対象となる 本人の数	く選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上							
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	中国残留邦人等支援給付を受給する第1号被保険者							
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙 [] その他 ()							
⑦時期·頻度	照会があった都度随時							
移転先4	健康福祉局生活支援課(区生活支援課)							
	番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項(別表第2の3) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第4条							
①法令上の根拠 	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条							
②移転先における用途	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条							
	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第4条 生活に困窮する外国人の介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事							
②移転先における用途	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第4条 生活に困窮する外国人の介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため 個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期							
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第4条 生活に困窮する外国人の介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため 個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期 〈選択肢〉 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満							
②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第4条 生活に困窮する外国人の介護保険料の代理納付対象者の把握及び生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金を含む。)に関する事務のため 個人コード、被保険者番号、納付方法、市資格取得年月日、市資格喪失年月日、保険者区コード、区資格取得年月日、区資格喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護終了年月日、事務所、賦課年度、賦課区、賦課額(期別)、減免額(期別)、収納額(期別)、該当年度、英字期別、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、支払方法変更開始年月日、支払方法変更終了年月日、保険料段階、高額判定区分、減額認定区分、適用開始年月日、有効期限終期年月日、交付年度、公費負担区分、有効期間始期、有効期間終期 〈選択肢〉 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							

6. 特定個人情	情報の保管・	肖去
①保管場所 ※		
	期間	
②保管期間	その妥当性	介護保険料の徴収権は2年(延滞金については5年)で消滅することから、この期間の保管が必要となる。ただし、時効の停止や中断等の理由によりこの期間を超える保管期間となるデータも存在する。この場合の保管期間はデータが完結するまで(保険料の収納又は消滅時効の到来)となる。また、給付額減額の際には過去10年間の未納期間を対象としていることから、過去10年間の時効保険料データについても保管する。
③消去方法		〈横浜市における措置〉・電子データ:上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、統合番号連携システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。・紙書類:入手した書類は裁断処理や外部業者による溶解処理を行う。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プ
7. 備考		ラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<介護保険システム1(収納マスタ)>

賦課区コード 収納済額

```
【賦課年度情報】
                                                   【随時期別情報】
                         【現年時効情報】
  被保険者番号
                                                     年度区分
英字期別
該当年度
                            賦課区コー
                            時効情報区分
  賦課年度
  賦課区コード
執行停止開始日
執行停止理由
                            発生日
                            督促状到達日
                                                     賦課区コ-
                            督促状指定期限
                           減免額収納額
【該当年度情報】
  被保険者番号該当年度
                                                     収納事由
                                                     公金整理日
  賦課区コー
                                                     領収日
                                                     消込日
【現年期別情報】 賦課区コード
                                                     口座振替不能事由
                                                     時効起算日
督促状区分
  英字期別
                            催告書指定期限
  徴収区分
                                                     徴収猶予区分
                            最終催告書区分
催告書不履行区分
                                                     納付誓約区分
催告書区分
減免時効中断区分
  賦課額
  減免額
  収納事由
                            減免申請年月日
  収納額
                            差押処分日
                                                     差押事前通知書区分
  公金整理日
                            差押処分年度
差押処分ケースNo.
                                                     差押·換価区分
                                                     欠損区分
  消込日
                            換価日
                                                      一部納付区分
  口座振替不能事由 時効起算日
                           換価処分年度
換価処分ケースNo.
差押解除日
                                                  【随時収納履歴】
賦課区コード
  差押解除処分年度
                                                     収納額
                            差押解除ケースNo.
                                                     収納事由
                            欠損日
                                                     公金整理日
                            欠損理由
                                                     領収日
  差押事前通知書区分
差押·換価区分
                                                     取消日
                        【現年延滞金情報】
                                                     充当元領収日
                           欠損区分
一部納付区分
                                                  【随時時効情報】
【現年収納履歴情報】
                                                     賦課区コート
                                                     時効情報区分
発生日
  賦課区コード
                            延滞金減免事由
                            延滞金収納額
  履歴区分
                            延滞金収納事由
                                                     督促状到達日
  収納額
  収納事由
                            延滞金公金整理日
                                                     督促状指定期限
                                                     督促状区分
徴収猶予申請年月日
徴収猶予開始期限
  公金整理日
領収日
                            延滞金領 収日 延滞金消込日
  取消日
                        【現年延滞金収納履歴】
賦課区コード
                                                     徵収猶予終了期限
  充当元領収日
消込日
                                                     収納額
【随時延滞金情報】
                            収納事由
  賦課区コード 賦課区コード
                            公金整理日
                                                     柄り音初へ履り
催告書到達日
催告書指定期限
                            領収日
  確定延滞金
                            取消日
  延滞金確定日延滞金減免額
                           充当元領収日
消込日
                                                     最終催告書区分
                                                     報告 書不履行区分
  延滞金減免事由
                                                     減免申請年月日
                        【現年延滞金滞納繰越情報】
  延滞金収納額
                                                     差押処分日
                                                     差押処分年度
差押処分ケースNo.
  延滞金収納事由
                           賦課区コード
収納済額
  延滞金公金整理日
  延滞金領収日
                                                     換価日
                                                     撰価日
換価処分年度
換価処分ケースNo.
                         【現年滞納繰越情報】
  延滞金消込日
                           賦課区コード
【随時延滞金収納履歴情報】
                            収納済額
                                                     差押解除日
  賦課区コード
                                                     差押解除処分年度
                                                     差押解除ケースNo.
  収納額
  収納事由
                                                     欠損日
  公金整理日
                                                     欠損理由
  領収日
  取消日
  充当元領収日
  消込日
【随時延滞金滞納繰越情報】
  賦課区コード
収納済額
【随時滞納繰越情報】
```

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険システム1(収納・過調	呉納マスタ)
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	介護保険システム1(収納・過誤納マスタ)では、対象者の情報のみを管理対象としていることから、対象者本人以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内 容	申請等の様式は事務上規定のものを用い、必要な情報以外を誤って記載することがないような様式とする。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルにアクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかけている。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	官公庁発行の顔写真つきの証明書により、本人確認を行っており、それらの証明書を持っていない場合については、本人しか知りえない情報を口頭により確認している。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号は保有しない。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	データ入力時におけるダブルチェック及びデータ格納時の入力項目チェック(オンライン・バッチ)を行い、不整合となるデータをエラーとすることにより整合のとれたデータが管理される仕組みとする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルの管理は閉塞したネットワークで行い、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
第三者による申請の際には、第	第三者と本人の関係性について十分に確認する。

3. 釈	宇定個人情報の使用						
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事	務に必要の	ない情報との)紐付けか	「行われるリスク	
宛名シの内容	ンステム等における措置 F	・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。					
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容		理、i が必	運用につい 要となり、村	て、システム	を使用する ている。な	6際には顔認証を行った	D紐付けは行われない。また、データの うえで、IDカード、ログインID、パスワ- Éが、いつ、どの端末で、誰の情報を取
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	vる 2) 十分である vる
リスク	2: 権限のない者(元職	銭員、フ	アクセス権例	艮のない職員	等)によっ	て不正に使用されるリス	スク
ューサ	デ認証の管理	[行っている	5]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法					り管理しており、いつ、誰 従事者以外の操作を防止	隹がシステムを利用したかについても言 上する。
アクセ 管理	zス権限の発効・失効の	[行っている	ა]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法			戦務権限によ る権限を管理		nけ、顔認証とログインID)とパスワードを発行し、ログインできる
アクセ	ス権限の管理	[行っている	გ]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法		証とログイ: ても、随時!		ードについ		動に併せ更新する。また、臨時の異動
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を	を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	
	具体的な方法	1	インIDにより する。	り、誰が、いて	つ、どの端ま		ったか記録しており、その記録は5年間
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	
リスク	3: 従業者が事務外で	使用す	けるリスク				
リスク	に対する措置の内容	を使 端末 (2)委	用する際に で、誰の情 :託先に対し	はIDカード、 報を取り扱っ	ログインID たか分かる で使用しな)、パスワードが必要であ る様記録を残す。 :いよう仕様書に定め、個	は行い、意識啓発を行う。また、システ 5り、ログインIDにより、誰が、いつ、どの 国人情報保護にかかる誓約書を提出さ
リスク	への対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	いる 2)十分である いる
リスク	4: 特定個人情報ファイ	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	不正に複製	見されるリスク			
リスク	に対する措置の内容	憶媒 ・職員 ・委託 る。ま	体を用いた 員に対しては も先に対して また、セキュ	:データ連携の ま、データ保証 ては仕様書に .リティ研修の	Dため、─i 蒦に関する :て許可をネ :実施も義ネ	部端末のみ外部媒体の()研修を行う。 得ない複製を禁止し、個ノ	人情報保護にかかる誓約書を提出させ
リスク	への対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	vる 2) 十分である vる
特定個	固人情報の使用における	うその	他のリスク	及びそのリス	クに対する		
_							

4. 17	f定個人情報ファイル(の収扱いの安託			[]委託しない		
委託	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク						
情報保護管理体制の確認			する条例 の内容』	並びに以下の約款及び特記 及び民事上の責任についての 	』事項に基づき、個人情報の適正な D研修を受けさせ、個人情報保護に		
	国人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない		
	具体的な制限方法	・従事する者の担当業務を特定イルのみアクセスできる仕組みと・従事する者ごとにユーザIDとバ	する。担 <u>-</u> する。 パスワート	当業務に限定した権限の割 ドを発効し、当該従事者が持る。なりすましによる不正を	る事前の申請を受け、管理者が承認する。 限の割り当てを行い、権限のある業務ファ 者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づ 下正を防止する観点から、共用IDの利用を		
特定値いの記	国人情報ファイルの取扱 記録]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
	具体的な方法	契約にて成果物の納品時に、委 の報告をする様定める。	託業務を		及い状況及び取り扱った従業者等		
特定個	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない		
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	個人情報取扱特記事項において 項に定める内容と同等の内容を 遵守の確認については、業務完	再委託	託は原則禁止であり、再委託 先に対して約定する旨を定め	する場合は個人情報取扱特記事		
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	個人情報取扱特記事項に基づい う。	へて取扱		へては、業務完了報告書等にて行		
特定個	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	契約が終了したとき、当該特定値 又はその他契約で定めたときに、		う。消去したときは、消去報			
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出		項において、次のとおり規定	·		
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	く選択肢> 1)特に力を入れて行ってい 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 - 委託契約約款 - 個人情報取扱特記事項 - 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項							
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定们	国人情報ファイルの取扱	・ いの委託におけるその他のリスク	7及びそ				
_							

5. 特定個人情報の提供・移	粒(安武や情報提供・	イットソーソン人	ナムを通じに提供で図	K\0 / L	」提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供·移転 の記録	[記録を残し	ている]	<選択肢> 1)記録を残して「	いる 2)	記録を残していない		
具体的な方法	特定個人情報の提係また、実行された処3		グを記録する。	電算処理日程表を	作成し、処理を実行する。		
特定個人情報の提供・移転に 関するルール	- [定めて	いる]	<選択肢> 1) 定めている	2)	定めていない		
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法		その他関係法令			び横浜市個人情報の適正 が、提供・移転の可否及び		
その他の措置の内容	アクセス制限により、	特定個人情報を	·操作できる作業者を特	制限する。			
リスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	ている 2) ている	十分である		
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリ	スク					
リスクに対する措置の内容	情報照会等の記録が 禁止する。	が保存される庁内	7連携システムを通して	て提供・移転を行い	、それ以外の方法を原則		
リスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	.ている 2) .ている	十分である		
リスク3: 誤った情報を提供	・移転してしまうリスク、	誤った相手に提	供・移転してしまうリス	くク			
リスクに対する措置の内容		伝の際については	は、ホストコンピュータア		がないか確認を行ってい 長置を介して行うなど閉塞し		
リスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	ている 2) ている	十分である		
特定個人情報の提供・移転(する措置	委託や情報提供ネット	ワークシステムで	を通じた提供を除く。)(こおけるその他の	リスク及びそのリスクに対		
_							

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続 「 」接続しない(人手) [〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能
	能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報 照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用する もの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人 情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 安全が保たれないス	方法によって入手が行われるリスク
	< 様浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及びく中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
リスクに対する措置の内容	中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。
	く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	情報が不正確であるリスク ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] へ選が放え 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及 びく中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するた め、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕 組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを リスクに対する措置の内容 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する 特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した 行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応し ている。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害 対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <選択肢> [十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 <選択肢> ちだい。 特に力を入れている 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている [リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている [] リスクへの対策は十分か 2) 十分である 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機関ではない		3) 十分に	を入れて遵守してい 遵守していない	る 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない	1
②安全	全管理体制	[十分に整備している	Ś .	3) 十分に	を入れて整備してい 整備していない	る 2) 十分に整備している	1
③安全	全管理規程	[十分に整備している	5	3) 十分に	を入れて整備してい <u>.</u> 整備していない	る 2) 十分に整備している	1
4安全員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に周知している	5	3) 十分に	を入れて周知してい. 周知していない	る 2) 十分に周知している	ı
⑤物理	里的対策	[十分に行っている]		> を入れて行っている 行っていない	2) 十分に行っている	
	具体的な対策の内容	・統デ統がいて、保統申 マ中施在事では、から、中で、保統申 中が、本事では、本事では、本事では、本事では、本事では、本事では、本事では、本事では	番号連携システムのサーアップデータは暗号化は遠隔地にて保管している用媒体は専門の搬送車番号連携システムではずまなび届出書等の紙媒サーバー・プラットフォーサーバー・プラットフォー管理をすることとしていよるリスクを回避する。	ない 横るを ボイー しん かいがん はいがん かいがん かいがん かい はい はい いい はい はい いい おい かい いい おい いい かい いい	バー室への入う ラックは施錠し 5るソフトウェア とで安全、情報の ででは、鍵のかい はな措置ターにも ではまる ではまる ではまる ではまる ではまる ではまる ではまる ではまる ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではまる。 ではなまる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではな。 ではな。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではな。 ではなる。 ではなる。 ではなる。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 ではな。 でな。 でな。 でな。 でな。 でな。 でな。 でな。 で	退室は生体認証を用い、関係者以外はアグラスで保存用媒体に書きましている。 保存しないため、端かるロッカーや保管 構築し、設置場所へらデータセンター内の原	き出した後、入退館管理を行 訴末盗難時の漏洩はない。	.及 との
⑥技 術	斯的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を 3)十分に	> を入れて行っている 行っていない	2) 十分に行っている	
	具体的な対策の内容	・特行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	。管理者がウイルス対策 、、端末とも、OSのパッワークへの不正侵入を 番号連携システムの画で サーバー・プラットフォー 率的かつ包括的に保護 での解析を行う。	まソフトの けがある ームである ームでも にはまる しょく こくしょ こくしょ しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	D適用及び状況 E随時実施する Sため、ファイア アイルを取り出 ける措置> JTM(コンピュー 置)等を導入し、 ウイルス対策	その監視、管理を一指 の でウォール、IDS、IPS はす機能を持たないた ータウイルスやハッキ アクセス制限、侵入 ソフトを導入し、パタ	仕組みとする。 キングなどの脅威からネットワ 、検知及び侵入防止を行うと マーンファイルの更新を行う。	る。
					<選択肢>		、ファ V M型用と目り。	
	クアップ	[十分に行っている]	1)特に力を	を入れて行っている 行っていない	2) 十分に行っている	
周知	牧発生時手順の策定・ 	[十分に行っている]	1)特に力る	を入れて行っている 行っていない	2)十分に行っている	
機関に	は3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生あり]		<選択肢> 1)発生あり		2) 発生なし	
	その内容	別紙の	とおり					
	再発防止策の内容	別紙の	 とおり					
⑩死者	皆の個人番号	[保管していない]	く選択肢ン 1) 保管して		2) 保管していない	
	具体的な保管方法	_						
その他の措置の内容		_						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力る 3)課題が	> を入れている 残されている	2) 十分である	

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスク	リスクに対する措置の内容 対象情報を入手するたびにデータの更新を行っており、必要と認められるデータについては履歴管理を 行う。			
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク	73:特定個人情報が消	法されずいつまでも存在するリスク		
消去	手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
	手順の内容	・期間を経過した情報の削除は、システムプログラムを作成して削除処理を行い、申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断又は外部業者による溶解処理を行う。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。		
その他	也の措置の内容	-		
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢>] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
_				

Ⅳ その他のリスク対策※

ての他のうべ	
查	
己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的なチェック方法	<横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に自己点検を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的 に自己点検を実施することとしている。
<u> </u>	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な内容	<横浜市における措置> 特定個人情報に関する監査において、定期的に監査を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
É業者に対する教育・	多発
者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な方法	〈横浜市における措置〉年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
	査 具体的な内容 異体的な内容

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅴ 開示請求、問合せ

<u>v</u>	用小胡木、Di	<u> </u>				
1. 特	定個人情報の開示・	打正•利用停止請求				
1. 特定個人情報の開示・		横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 6億見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市市区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区份所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 236-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 縁区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市港区 中町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 郡筑区役所 区政推進課広報相談係 244-003 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-984-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市市写区 戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 244-0005 横浜市学区 巨塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 244-0005 横浜市学区 巨塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 244-0005 横浜市学区 巨塚町16-17 045-804-8335 泉区役所				
②請え	求方法 	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
	特記事項	受付時に本人確認を行う。				
③手数	数料等	(手数料額、納付方法:				
④個人	人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
		介護保険システム1(被保険者データベース)				
	公表場所	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900				
⑤法令	冷による特別の手続	_				
⑥個/記載等	人情報ファイル簿への不 ፤	_				

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
①連絡先 横浜市役所 健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課 231-0005横浜市中区本町6-50-10 045-671-4254			
②対応方法本市の情報公開・個人情報保護の関係条例・規則等の規定に従って適切に対応する。			

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価			
①実施日	令和3年1月27日		
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)		
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取		
①方法	市ウェブサイトでの公開、市民情報センター及び各区役所での閲覧により市民意見募集を行う。意見は、郵便、ファクシミリ又は所管課への持参により受け付ける。		
②実施日·期間	令和2年10月12日~11月11日		
③期間を短縮する特段の理 由	-		
④主な意見の内容	特になし		
⑤評価書への反映			
3. 第三者点検			
①実施日	令和2年11月25日		
②方法	横浜市個人情報保護審議会における審議		
③結果			
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】		
①提出日			
②個人情報保護委員会による審査			

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2022年4月11日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	供該当なし ○情報提供ネットワークシステムによる情報照会 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第	〇情報提供ネットワークシステムによる情報提供該当なし 〇情報提供ネットワークシステムによる情報照会 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第二 94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項	事後	重要な変更に該当する項目で はないため
2022年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護システム1(収納・過誤納マスタ)) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 神奈川支社	富士通Japan株式会社 神奈川支社	事後	重要な変更に該当する項目で はないため
2022年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護システム1(収納・過誤納マスタ))4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2 ⑥委託先名	富士通株式会社 神奈川支社	富士通Japan株式会社 神奈川支社	事後	重要な変更に該当する項目で はないため
2022年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護システム1(収納・過誤納マスタ)) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	株式会社 イセトー	トッパン・フォームズ株式会社	事後	重要な変更に該当する項目で はないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2022年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護システム1(収納・過誤納マスタ)) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	介護保険料催告書等作成業務委託	介護保険料差押事前通知書等作成業務委託	事後	重要な変更に該当する項目で はないため
2022年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護システム1(収納・過誤納マスタ))4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8再委託⑨再委託事項	介護保険料催告書等作成業務委託	介護保険料差押事前通知書等作成業務委託	事後	重要な変更に該当する項目で はないため
2022年4月11日	誤納マスタ))		番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第4条第4項	事後	重要な変更に該当する項目で はないため
2022年4月11日	誤納マスタ))	番号法第19条第7号別表第二第26項 横浜市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第4条第3項	番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第4条第3項 横浜市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例施行規則第3条9号イ	事後	重要な変更に該当する項目で はないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2022年4月11日	誤納マスタ)) 5.特定個人情報の提供・移転		番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第4条第3項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例施行規則第3条18号イ	事後	重要な変更に該当する項目で はないため
2022年4月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護システム1(収納・過誤納マスタ)) 5.特定個人情報の提供・移転移転先4 ①法令上の根拠	るための番号の利用等に関する法律の施行に	番号法第9条第2項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例第4条第2項(別表第2の3) 横浜市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例施行規則第4条	事後	重要な変更に該当する項目で はないため

П	公表年月日	内容	件数	関する皇大事故の内容及ひ再発防止策の内容 再発防止策
1	平成31年2月25日	「広報よこはま」の配送を受託しているドライバー(再委託者)が当日の配送終了後、配送先(自治会等)の担当者氏名、住所、電話番号等が記載された配送伝票を車に残したまま、事業所に戻らずに自宅近くの駐車場に車を一晩駐車していたところ、車上荒らし被害にあい当該配送伝票を盗まれた。	189件	車から長時間離れる際には、車内に配送伝票を残さないよう 徹底するとともに、個人情報の取扱いについて、個人情報取 扱特記事項に基づき、適正に運用するよう事業者に対して再 度指導した。
2	令和元年9月27日	横浜市プレミアム付商品券事業における 子育て世帯分の購入引換券について、 世帯主の前住所地へ誤送付してしまった ものがあった。	410件	住所情報を、抽出処理時点の最新のものにする「更新」の作業が抜けていたことにより、前住所地が抽出されてしまった。 再発防止策として、委託業者と抽出要件を再協議し、今後は 更新作業をした上で送付先住所の抽出処理を行うことを確認 した。さらに発送前に最新住所情報と照合し、より発送日に近い情報に更新することとした。
3	令和2年1月10日	都筑区役所の職員が、区民向けの公開 講座に参加した市民1名に対して、区民 活動センターの登録団体の一覧データを 電子メールに添付して送信したが、添付 したデータに登録団体参加者の個人情 報が含まれていた。	255件	個人情報の有無でデータの格納場所を分離し、取り違いを防止するとともに、個人情報を含むデータにはパスワードを設定し管理を徹底する。また、庁外向けにメールを送信する際の運用ルール遵守を徹底し、再発防止に努める。
4	令和2年1月21日	金沢区と協定を結んでいる自治会・町内 会について災害時要援護者名簿を作成 しているが、名簿登載に当たり新たに意 思確認が必要となる対象者の抽出方法 に誤りがあり、本人に意思確認をしない まま名簿に登載し住所地の自治会・町内 会に提供していた。	779件	災害時要援護者名簿を更新する際には、対象者一人ずつ意思確認の有無を確認した上で行う。 思確認の有無を確認した上で行う。 また、名簿更新に関する事務を改めて見直し、マニュアルを整備するとともに、マニュアルの遵守を職員に徹底する。
5	令和2年6月8日	とつか区民活動センター(横浜市とNPO 法人が協働運営)において、講座情報に ついての電子メールを送信する際、配信 登録をしている団体のメールアドレスを、 他の受信者のメールアドレスが判別でき ない方式(BCC)に設定して送信すべきと ころ、全員のメールアドレスが表示された 状態(TO[宛先])で一斉送信した。	138件	外部のメールアドレスあてにメールを送信する際は、BCC欄にメールアドレスを入れることを確実に実施する。また、ダブルチェックの実施についても再度周知、徹底する。
6	令和2年6月19日	自然体験施設(指定管理者が運営)において、指定管理者が把握する全メールアドレスをメールの本文に記載し、かつ、全ての宛先に送信した結果、メールアドレスと氏名、組織名が流出した。	254件	個人情報の適正な取り扱い及びメールの適正・的確な使用 方法について再確認するとともに、研修やダブルチェックによ る確認等、再発防止策について指定管理者に改めて指導す る。
7	令和2年12月24日	市総合保健医療センター(指定管理者が 運営)において、指定管理者が受託して いる業務に係る内部の連絡会資料を いる大部の支援者を登録した別の連 絡先グループのメールアドレスに、 【BCC】ではなく【TO】で送信した結果、支 援者の電子メールアドレス等が流出し た。	163件	<指定管理者> 電子メール送信時のルールを改めて確認して、職員に周知する。個人情報保護を含めた緊急の不祥事防止研修を全部署で実施する。また、電子メールの誤送信防止ソフトの導入を検討する。 <本市> 個人情報の適正な取り扱い及び外部向け内部向け問わずメールの適正・的確な使用方法について、指定管理者に改めて指導する。
8	令和3年6月15日	市営墓地管理事務所において、墓地使用者の氏名・区画番号が記載された工程管理用の工事届の一覧を、打ち合わせをしていた事業者が誤って持ち帰ってしまった。	364件	書類等を引き渡す際、必要なものの抜けがないか、また不要なものがないかを、最後に先方と当方でダブルチェックを行う。 紙で管理していた工事届の一覧を、持ち出すことができないようパソコンでのデータ管理に変更する。
9	令和3年7月11日	市内で新たに新型コロナウイルスに感染 した患者について、記者発表用資料を報 道各社にFAXで送信する際に、誤って患 者の個人情報を含む別の資料を送信し てしまった。	165件	FAX送信の際には、ダブルチェックを徹底し、送信する資料に誤りがないかを確認する。
10	令和3年11月15日	消防出張所において、平成31年度分の 搬送辞退書173枚と転院搬送依頼書84 枚の収められた簿冊(1冊)を紛失した。	173件	担当者のみでなく、全職員が文書整理研修を受講する。 鍵付き書庫を購入し、容易に整理・確認ができる環境を整える。 廃棄文書梱包前に、責任職による最終確認を徹底する。
11	令和3年12月17日	区役所で保管していた、平成28年度の3 か月分の該当区で交付したマイナンバー カードに係る交付関連書類を紛失した。	1931件	書類の保管場所一覧を作成し、執務室内の書庫から共用書庫への移動を記録するなどの管理を徹底するとともに、文書廃棄時には保存期間中の文書の状況を確認する。また、文書廃棄時に廃棄すべき文書をより厳重に確認するよう職員に周知徹底し、廃棄する箱の中身について、責任職による確認を行う。